

防火対象物関係者様へ

新型コロナウイルス感染症を踏まえた消防法令の弾力的な運用について

(令和2年7月16日現在)

1【立入検査について】

現在、通常の立入検査を実施していますが、管内において、新型コロナウイルス感染者が確認された場合、確認日から14日間（確認日を除く）は全面的に実施を中止又は延期します。

2【届出書類の受付方法の変更について】

当面の間、消防法令に係る届出書類について、手数料の発生する書類（危険物施設許可申請書等）以外は、郵送による受付を実施していましたが、原則通常どおりの受付とします。

3【届出書類の提出期限の延長について】

消防法令関係届出延長申請書を提出後、消防長が認めた場合は、報告期限の延長をすることができましたが、当該運用については、現在行っておりません。

4【消防訓練について】

消防計画に基づき実施する必要があるが、新型コロナウイルス感染拡大防止措置のため、通常の消防訓練が実施できない場合は、規模を縮小しての実施又は、事業所の判断により実施時期を延長して差し支えありません。

なお、管内において、新型コロナウイルス感染者が確認された場合、確認日から14日間（確認日を除く）は、全面的に指導への出向を中止又は延期します。

5【地下貯蔵タンクの定期点検（気密）について】

必要事項を履行し、その記録を保存した場合は定期点検（気密）を実施したものとしていましたが、今後は通常通りの点検を実施してください。

6【防火（防災）管理者資格取得講習について】

講習の開催が中止又は延期された場合は、講習再開後速やかに受講してください。

なお、講習の開催等の状況については、一般社団法人日本防火・防災協会ホームページ（https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html）にてご確認ください。

問い合わせ先
渋川広域消防本部
予防課 0279-25-4193